

事後審査型制限付き一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき次のとおり公告する。

令和 8 年 1 0 月 1 日

宇都宮市上下水道事業管理者 大竹 信久

1 入札対象工事

No.2026012574

入 札 番 号	1 3
工 事 名	河内西部地区排水処理施設水中攪拌ポンプその他更新工事
工 事 場 所	宇都宮市下田原町 3 1 6 7 番地 9 7
工 期	令和 9 年 3 月 1 0 日まで
工 事 概 要	別紙，設計書表紙のとおり
予 定 価 格	落札決定後，公表

2 入札に参加できる者に必要な資格要件

宇都宮市から令和 7・8 年度建設工事入札参加資格を受けている業者で，開札日当日において下記の要件を満たしていること。

入 札 参 加 形 態	単体
業 種	機械器具設置工事
対 象 ラ ン ク	—
建 設 業 許 可	特定，又は一般建設業
配 置 技 術 者	建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）の規定に基づき，本工事に対応する監理技術者又は主任技術者を専任で配置できること。なお，本工事は，監理技術者又は専任の主任技術者の「兼任を認める工事」の対象とする。また，請負金額が 4,500 万円未満の場合は技術者の専任を要しない。
そ の 他	宇都宮市内に建設業法(昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号)第 3 条に基づき設置された本店があること。
	他に手持ち工事のない者を現場代理人として常駐で配置できること。(技術者との兼任は可) なお，本工事は，現場代理人の「兼任を認める工事」の対象とする。ただし，請負金額が 4,500 万円以上で現場代理人を兼任させる場合は，連絡員を配置できること。
	本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。 ・本工事の設計等の受託者：栃木県土地改良事業団体連合会
	取り抜け要件に該当しないこと。(詳細は， 5 その他（2）を参照)

3 入札日程等

設計図書の閲覧	令和 8 年 1 0 月 2 1 日（水）まで	閲覧場所：宇都宮市電子入札システム又は 宇都宮市上下水道局企業総務課(2 階)
設計図書に関する 質 問 提 出 日	令和 8 年 1 0 月 7 日（水） 午後 1 時まで	提出場所：宇都宮市上下水道局企業総務課(2 階)
設計図書に関する 質 問 回 答	令和 8 年 1 0 月 1 3 日（火）午後 5 時までに宇都宮市電子入札システムにおいて「質問への回答」を掲示する。ただし，質問が無かった場合は，掲示しない。	
入 札 方 法	電子入札	

工事費内訳書の提出	必須	
入札書の提出	令和8年10月14日(水) 午後1時から 令和8年10月20日(火) 午後1時まで	宇都宮市電子入札システムにより提出すること。
開札日時及び場所	日時：令和8年10月21日(水) 午前10時15分 場所：宇都宮市上下水道局入札室(5階)	
最低制限価格制度	適用	
確認書類提出日	提出を求められた日の翌日から2日以内(市の休日を除く。)	提出場所：宇都宮市上下水道局企業総務課(2階)
落札の可否	確認書類が提出された日の翌日から原則2日以内(市の休日を除く。)に通知	

4 入札保証金等

入札保証金	免除
契約保証金	納付
支払条件	前金払：有

5 その他

(1)別紙事後審査型制限付き一般競争入札共通事項(電子入札用)に示すとおりとする。

(2)本工事における取り分け要件(近接工事、分離・分割工事、同日同工種工事)は以下のとおりとする。
取り分け要件に該当する場合、複数の入札に参加したとしても、複数の落札者とはなれない。また、特定建設工事共同企業体の代表者及び構成員についても取り分けの対象とする。

ただし、応札者が1者であった場合は、当方式の対象外とする。

なお、落札候補者からの入札参加資格確認は、取り分け要件ごとに、開札日及び以下の順に落札候補者が存在する案件から順次実施する。

近接工事

- ・近接工事を施工中でないこと(入札参加資格確認時点で判断するものとする。)
- ・公告日が同一の近接工事
なし

分離工事

- ・河内西部地区排水処理施設防食被覆塗装工事 [宇都宮市下田原町3167番地97]
- ・河内西部地区排水処理施設水中攪拌ポンプその他更新工事 [宇都宮市下田原町3167番地97]

同日同工種工事

- ・川田水再生センター汚泥輸送設備その他修繕工事 [宇都宮市川田町240番地]
- ・河内西部地区排水処理施設水中攪拌ポンプその他更新工事 [宇都宮市下田原町3167番地97]
- ・釜井台ポンプ場汚水ポンプ設備修繕工事 [宇都宮市下岡本町3796番地3]

(3)特定建設業許可の者で監理技術者を配置せず主任技術者を配置する場合、及び一般建設業許可の者は、一部下請の発注を5,000(建築一式工事は8,000)万円未満とする。

(4)最低制限価格の設定において、本工事の設計書中の機器費及び一括計上価格は直接工事費に含め、据付間接費及び設計技術費は現場管理費に含めるものとする。

6 照会先

宇都宮市上下水道局企業総務課 TEL 028-633-3244

HP : http://www.city.utsunomiya.tochigi.supercals.jp/suidou_kouji/index.html